

別表1 情報取扱区域のクラス別管理

行番号	遵守事項	対策例	備考	クラス0	クラス1	クラス2	クラス3	(クラス4以上(統一基準外)) 〔府省庁で独自定義する場合の例〕	
1	〔凡例〕クラス0～クラス3までの列に記載している内容は、それぞれのクラスにおいて、各欄の左側に記載された措置・対策・実施に対して、以下のとおり。 要：必要、不要：不要、可：使用可能又は設定可能、禁：禁止(許可(届出)申請が必要)、対象外：対象外、府省庁の判断：各府省庁で管理対策の方針を決定								
2	(1) 立ち入る者を制限するための管理対策								
3	(ア) 不審者を立ち入らせない措置 2.3.1.1(1)(a)(ア)	所在の表示 (案内板の表示等)	クラス0の表示	対象外	可			可 (なお、他のクラスにて、 クラス4の所在の表示は 「禁」とすることが望ましい)	
4			クラス1の表示	・例)省、局の名称	可				
5			クラス2の表示	・例)課室名、会議室名	可				
6			クラス3の表示	(※1) サーバ室は非表示	可(※1)				
7	(イ) 要保護情報を取り扱う情報システムについては、区域間を物理的に 隔離し、立入り及び退出を管理するための措置 2.3.1.1(1)(a)(イ)	入退出可能な 下位区域との 接続	クラス0との接続	対象外	可	＜府省庁の判断＞			禁
8			クラス1との接続	対象外		可			
9			クラス2との接続	対象外		可			
10			クラス3との接続	対象外					
11		下位の区域との 分離方法	天井を突き抜ける壁	対象外	可			可	
12			天井と接する固定式 パーティション、壁	対象外	可			禁	
13			天井と接しない固定式 パーティション	対象外	可	＜府省庁の判断＞			
14			可動式パーティション	対象外	可	禁			
15		管理方法	立入り及び退出の管理 方法	対象外	・セキュリティゲート ・警備員等による立ち番 り等。ただし、ドアガラス 等で見えても良 い	・施設可能な扉、間仕切 り等。ただし、ドアガラス 等で見えても良 い	・施設可能な扉等。中が 見えないこと。	・施設可能な扉。 ・入退出をモニターで監 視。	
16			全員不在時に制限	〔制限方法例〕 ・扉等を施設 ・出入口に警備員等を配置し、入 退出する者を確認	要			要	
17			常に制限	対象外				要	
18	(2) 立ち入る者を許可する際の管理対策								
19	(ア) 立ち入る者の確認 2.3.1.1(2)(a)(ア)		「立ち入る」とは、「下位のクラスの 区域から上位のクラスの区域への 立入り」を指す。	対象外	＜府省庁の判断＞			＜府省庁で独自定義＞	
20	(イ) 退出する者の確認 2.3.1.1(2)(a)(イ)		「退出」とは、「上位のクラスの区域 から下位のクラスの区域への退 出」を指す。	対象外	＜府省庁の判断＞				
21	(ウ) 許可されていない者の立入り及び退出を制限する措置 2.3.1.1(2)(a)(ウ)			対象外	＜府省庁の判断＞				
22	(エ) 継続的に立ち入る者を許可する手続 2.3.1.1(2)(a)(エ)			対象外	＜府省庁の判断＞				
23	(オ) 継続的に立入りを許可された者に変更がある場合の手続 2.3.1.1(2)(a)(オ)			対象外	＜府省庁の判断＞				
24	(カ) 立入り及び退出の記録及び監視 2.3.1.1(2)(a)(カ)		・例)警備員又は防犯カメラ等の導 入	対象外	＜府省庁の判断＞				
25	(3) 訪問者がある場合の管理対策								
26	(ア) 訪問者の氏名、所属及び訪問目的並びに訪問相手の氏名及び所 属を確認するための措置 2.3.1.1(3)(a)(ア)	登録申請(訪問 者の身元確認)	事前貸与者(※2)	・合同庁舎や民間管理ビル等、自 府省庁で管理対策を講ずることが 出来ない場合は、当該管理府省庁 や民間管理ビルに対策状況を確 認するなどして、管理対策を決定 する。	不要	要		＜府省庁の判断＞	
27			訪問者(※2)		不要	要	要(※3)	＜府省庁で独自定義＞	
28	(イ) 訪問者の氏名、所属及び訪問目的、訪問相手の氏名及び所属、訪 問日並びに立入り及び退出の時刻を記録するための措置 2.3.1.1(3)(a)(イ)	訪問記録	事前貸与者(※2)	(※2) ・「事前貸与者」とは、事前に識別 カードを貸与されている者を指す。 (府省庁外の者で、継続的に立入 りを許可された者)	不要	要			＜府省庁の判断＞
29			訪問者(※2)		不要	要			＜府省庁の判断＞
30	(ウ) 訪問相手の行政事務従事者が訪問者の情報取扱区域への立入り について審査するための手続の整備 2.3.1.1(3)(a)(ウ)	登録申請(訪問 者の立入り時 の審査)	事前貸与者(※2)	・「訪問者」とは、事前に識別カード を貸与されていない者を指す。	不要	要	要(※3)		＜府省庁で独自定義＞
31			訪問者(※2)		不要	要	要(※3)		
32	(エ) 訪問者の立ち入る区域を制限するための措置 2.3.1.1(3)(a)(エ)		事前貸与者(※2)	・「事前に識別カードを貸与されて いる」とは、民間事業者等に、継続 的な立入りのために自府省庁のセ キュリティゲートを通過可能な識別 カードを貸与している場合を指す。	不要	要			
33			訪問者(※2)		不要	要		＜府省庁の判断＞	
34	(オ) 訪問相手の行政事務従事者による訪問者に付き添う措置 2.3.1.1(3)(a)(オ)	行政事務従事 者の帯同、エ スコート	事前貸与者(※2)	(※3) ・クラス0からクラス1へ進入する際 の確認・審査で代替することも可 能	不要	要		＜府省庁の判断＞	
35			訪問者(※2)		不要	要		＜府省庁の判断＞	
36	(カ) 訪問者と継続的に立入りを許可された者とを外見上判断できる措置 2.3.1.1(3)(a)(カ)	訪問者と継続的に立入りを許可された 者との外見上の区別			不要	要		要	
37	(4) 設置する設備の管理対策								
38	要保護情報を取り扱う情報 システムについては、設置 及び利用場所が確定して いる電子計算機及び通信 回線装置の盗難及び当該 場所からの不正な持ち出 しを防止するための措置 2.3.1.1(4)(a)	端末	・セキュリティファイヤーによる固定	(※4) 当該クラスへの立入りの際に立ち 入る者の確認を行う等の措置をと り、入退出者を制限できる場合は、 部屋全体の施設管理にて対策を 講ずることも考えられる。	対象外	要	要(※4)		
39		サーバ装置	・機器扉付きラック等で施設管理 ・セキュリティファイヤーによる固定		対象外	要	要(※4)		
40		通信回線装置(装置への主体認 証が必要なもの)	・機器扉付きラック等で施設管理		対象外	要	要(※4)		
41		通信回線装置(装置への主体認 証が不要なもの)			対象外	要	要(※4)		
42	要保護情報を取り扱う情報 システムについては、電子 計算機及び通信回線装置 の設置に係る対策 2.3.1.1(4)(b)	(ア) 他の区域との物理的な隔離			対象外	＜府省庁の判断＞			
43		(イ) 表示用デバイスの盗み見防止			対象外	＜府省庁の判断＞			
44		(ウ) 電源ケーブル及び通信ケーブル の損傷及び盗聴防止	・ケーブルの床下への埋設 ・ケーブルのナンバリング		対象外	＜府省庁の判断＞			
45		(エ) 電磁波による情報漏えい対策	・電磁波軽減フィルタの利用		対象外	＜府省庁の判断＞			
46	(5) 作業がある場合の管理対策								
47	当該区域内での作業を監視するための措置 2.3.1.1(5)(a)	行政事務従事 者の作業の立 会、監視	・当該作業に関係する他 の行政事務従事者による 同行、立会	対象外	＜府省庁の判断＞			＜府省庁で独自定義＞	
48			・監視カメラ等による監 視	対象外	＜府省庁の判断＞				
49		業者の作業の 立会、監視	・担当の行政事務従事 者による同行、立会	対象外	＜府省庁の判断＞		要		
50			・監視カメラ等による監 視	対象外	＜府省庁の判断＞				

別表2 情報取扱区域のクラス別利用制限

行番号	遵守事項	対策例	備考	クラス0	クラス1	クラス2	クラス3	(クラス4以上(統一基準外)) 〔府省庁で独自定義する場合の例〕	
1	<p>〔凡例〕 許可: (情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者からの) 許可が必要、 届出: (情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者への) 届出が必要(情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出不要と判断した場合は、不要)、 禁止: 原則禁止(許可を求める場合は、例外措置の適用の申請が必要(省庁対策基準に定める許可権限者の承認が必要))、 要: 必要、不要: 許可又は届出が不要、可: 設置可能、府省庁の判断: 各府省庁で利用制限対策の方針を決定、対象外: 対象外</p>								
2	(1) 立ち入る者を制限するための利用制限対策								
3	行政事務従事者であることを常時視認することが可能な状態にすること 2.3.1.1(6)(a)	識別カードの着用、明示(府省庁外の者も含む)		不要		要		<府省庁で独自定義>	
4	(2) 物品の持込み、持ち出し及び利用についての利用制限対策								
5	要保護情報を取り扱う情報システムに関連する物品の持込み及び持ち出しに係る対策 2.3.1.1(7)(a)	(ア) 持込み及び持ち出しを行う措置		対象外		<府省庁の判断>		<府省庁で独自定義>	
6		(イ) 記録の保存		対象外		<府省庁の判断>		<府省庁で独自定義>	
7		(ウ) 情報システムに関連しない電子計算機等の持込みの制限	荷物検査	対象外		<府省庁の判断>		<府省庁で独自定義>	
8	行政事務従事者の所持する府省庁支給以外の情報システム(モバイル端末及び記録装置)の持込みの制限等 2.3.1.1(7)(a)	(ウ) 情報システムに関連しない電子計算機等の持込みの制限		対象外		不要	<府省庁の判断>		
9			起動・利用(府省庁内LAN未接続、要保護情報は取り扱わない場合)	対象外		不要			
10		モバイル端末の起動・利用 1.4.2.2(2)(a) (機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う場合)					許可(※1)		<府省庁で独自定義>
11		モバイル端末の起動・利用 1.4.2.2(2)(b) (機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報を取り扱う場合)				届出(※1)			
12	府省庁外の者の所持するモバイル端末及び記録装置の持込みの制限等 2.3.1.1(7)(a)、1.2.5.3(3)(b)	(ウ) 情報システムに関連しない電子計算機等の持込みの制限		対象外		不要	<府省庁の判断>		
13			起動・利用(府省庁内LAN未接続)	対象外		<府省庁の判断>		<府省庁で独自定義>	
14	行政事務従事者による写真撮影、録音 2.3.1.1(7)(b)		(※2) 許可又は届出先となる主体は、当該区域を管理する区域情報セキュリティ責任者となるが、許可又は届出の窓口は担当の行政事務従事者が行うことが考えられる。	対象外		<府省庁の判断>(※2)			
15	府省庁外の者による写真撮影、録音 2.3.1.1(7)(b)、1.2.5.3(3)(b)			対象外		<府省庁の判断>(※2)			
16	(3) 荷物の受渡しについての利用制限対策								
17	受渡し管理 2.3.1.1(8)(a)	宅配便、荷物		不要		<府省庁の判断>		<府省庁で独自定義>	
18		要保護情報又は機密性1情報		<府省庁の判断>				<府省庁で独自定義>	
19	(4) 情報処理の制限								
20	要管理対策区域外での情報処理の制限 1.4.2.1(2)(a)(b)	機密性2情報について情報処理を行う場合		届出		対象外		不要	
21		機密性1情報並びに完全性2情報又は可用性2情報について情報処理を行う場合		許可		対象外		不要	
22		機密性3情報について情報処理を行う場合		許可		対象外		不要	
23	(5) 設備の設置								
24	端末の設置 2.3.2.1(1)(b)		・追加で設置する場合 ・モバイル端末について情報セキュリティ責任者の承認を得た場合は、この限りでない。	禁	<府省庁の判断>		可	可	
25	通信回線装置の設置 2.3.4.1(1)(i)			禁	<府省庁の判断>		可	可	
26	サーバ装置の設置 2.3.2.1(1)(b)			禁	<府省庁の判断>		可	可	
27	(6) ネットワークの接続								
28	通信回線構築によるリスクを検討し、通信回線を構築すること 2.3.4.1(1)(a)	府省庁内LAN	クラス0のLANとの接続	・追加で設置する場合	対象外	(府省庁外通信回線との接続に準じる)			<府省庁で独自定義>
29			クラス1のLANとの接続			可	<府省庁の判断>		
30			クラス2のLANとの接続		(府省庁外通信回線との接続に準じる)	<府省庁の判断>	可		
31			クラス3のLANとの接続			<府省庁の判断>	可		
32	無線LAN環境を構築する場合に、必要に応じて措置を講ずること 2.3.4.2(3)(b)	無線LAN	クラス0の無線LANとの接続	・追加で設置する場合	対象外	(府省庁外通信回線との接続に準じる)			<府省庁で独自定義>
33			クラス1の無線LANとの接続	・他の区域との接続制限の例: MACアドレス、IEEE802.1x等による接続制限		可	<府省庁の判断>		
34			クラス2の無線LANとの接続		(府省庁外通信回線との接続に準じる)	<府省庁の判断>	可	<府省庁の判断>	
35			クラス3の無線LANとの接続			<府省庁の判断>		可	
36	府省庁内から府省庁管理外のネットワーク経由でのインターネット直接接続		・府省庁内通信回線(府省庁内LAN)へは、接続禁止が前提 ・「府省庁管理外のネットワーク」は、Wi-Fiルータ(府省庁外通信回線へ直接接続可能な通信回線装置)等の利用によるインターネットへの直接接続を想定	対象外	<府省庁の判断>			<府省庁で独自定義>	